

# 公売保証金振込通知書 兼 返還請求書

様式4

太枠内は公売参加申込者が記入してください。

廿日市市

公 売 保 証 金 振 込 通 知 書													
廿日市市長様													令和 年 月 日
次の公売物件に係る公売財産の入札を行うに当たって、公売保証金を金融機関への振込みにより提供しました。なお、売却決定日に私に対して売却決定が行われた場合は、この公売保証金を買受代金に充ててください。													
令和7年12月8日公告 売却区分番号													
公 売 保 証 金 額			千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十 円
入札者	住所又は所在地												
	フリガナ												
	氏名又は名称												
	電話番号	※平日9:00~17:00に連絡が取れる電話番号をご記入ください。											
メールアドレス													

公 売 保 証 金 返 還 請 求 書													
廿日市市長様													
公売保証金の返還事由が生じたときは、次の口座への振込みによる返還を請求します。													
なお入札終了後、返還手続きに必要な期間の経過後に返還されることについて異議はありません。													
※請求者（入札者）の印鑑を押印（ゴム印は不可）してください。法人の場合は代表者印を押印してください。													
請求者 (入札者)	住所又は所在地	押印											
	フリガナ												
	氏名又は名称												
	代表者名（法人の場合）												
振込先 (入札者名義の口座に限る)	金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協						本店 支店					
	金融機関コード						店舗コード						
	預金種別	普通	・	当座	口座番号								
	フリガナ												
口座名義													

## 金融機関から交付された振込証明書(振込金受取書等)の貼付場所

公売保証金を、本市指定口座に振り込んだ旨の証明として、振込みを依頼した金融機関から交付された「振込金受取書（または振込受付書）」の原本を、この枠内に貼り付けて提出してください。

※インターネットによる振込のため「振込金受取書（または振込受付書）」がない場合には、振込時間、振込依頼人、振込先口座、振込金額等がわかる画面を印刷したもの貼付してください。

※貼付に当たっては、剥がれないよう、確実に貼り付けてください。

## 公売保証金の振込みについての注意事項

- 1 公売保証金振込通知書兼返還請求書は、入札を行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
- 2 公売保証金振込者は、公売の入札者でなければなりません。  
※ 公売保証金振込者と入札者とが異なる場合は、入札が無効となります。
- 3 公売保証金は、執行機関が定める期限までに、指定の金融機関の口座に入金してください。  
なお、振込手数料については、入札者の負担となります。  
※ 執行機関が定める期限までに、指定の金融機関の口座への入金が確認できない場合は、入札ができません。
- 4 この書類は、記載された売却区分番号に係る公売財産の公売保証金を現金等により納付したことの証明となります。なお、公売保証金は、納付後、その取消し又は変更ができませんので、注意してください。
- 5 最高価申込者等とならなかった場合など、公売保証金を返還する事由が生じた場合は、「公売保証金返還請求書」欄に記載された金融機関の口座への振込みにより返還します。  
※ 公売保証金は入札者に返還しますので、「公売保証金返還請求書」欄に記載する金融機関の口座は、入札者本人名義の口座を誤りのないように記載してください。
- 6 公売保証金の指定口座は、市から電子メールで連絡します。「廿日市市不動産公売の手続き 2 (2)」を確認してください。